

昭和二十五年二月二十一日受領  
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質第二四号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員井上良二君提出農林関係五公団に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上良二君提出農林関係五公団に関する質問に対する答弁書

一 農林五公団改廃に関する見解

1 食糧配給公団改廃については、本年四月より末端配給所を漸次公団から切り離し、その後その精米、卸売の業務をも併せて民間事業の経営に移し、卸小売業者の態勢の確立を図り、明年三月末までには食糧配給公団を廃止する方針である。

2 肥料配給公団の改廃については、今後の消費者価格の値上り、その他最近の経済諸事情を勘案すると、肥料の配給統制は本年秋頃からは、必ずしも配給公団制度による強度の統制方式を必要としない段階に立至ることも予想されるので、本年七月末までに同公団の府県段階以下の組織は、これにかわるべき民間配給機構を整備の上廃止し、引き続き同公団の本支部にかわる民間配給機構を設けその組織確立の上可及的速やかにこれを廃止することとした。

しかして肥料配給公団令そのものの有効期限は、一応非公式覚書の要請に従い、一年間延長するこ

ととし、その法律案を提出した。

3 飼料配給公団の改廃については、昭和二十五年三月末日廃止することほぼ確定的である。

4 油糧配給公団の改廃については、従来から油糧の供給の七〇―八〇%が輸入に依存している。油糧の需給の円滑を図るため国内産油糧の積極的増産を図るとともに、極力輸入計画通りの実現を期しているが、これの達成は困難であり、依然として需給の不均衡を来たしている。なお、油糧の品種別、製法別、給源別等により価格系列が複雑で価格プールをする必要があり、その需要部門についても食用及び工業用に分れ、しかも需要の中には、みそ、しょう油、石けん、食用油等国民生活に重要な位置を占める物資で計画生産に基き均等配分をする必要があるものの生産部門があるので、今後とも公団統制方式による統制の継続を必要とする。

しかしながら統制の範囲は必要最小限度にとどめる方針のもとに、統制物資は極力整理し、公団業務の簡素化、機構の縮小を図るべく目下検討中である。

5 食料品配給公団の改廃については、昭和二十五年三月末日廃止する。

取扱品目中砂糖は、油糧公団と合併して新公団を設立し、乳製品については統制を廃止し、みそ、しょう油については大豆の需給見透しが悪いので統制を継続する。

一 各公団の現況

1 イ 職員数

公 団 名	職 員 数
食糧配給公団	八四、〇二四
肥料配給公団	四、三八〇
飼料配給公団	九三六
油糧配給公団	六四五
食料品配給公団	二、八一四
口 待 遇	

各公団職員は政府職員となつてゐるが、俸給その他の諸給與については、一般の政府職員の場合

合の給與の外に、公団手当が加算せられている。

2 商品種類、数量及びその現価等手持商品の状況

イ 食糧配給公団(二四、一二、末日現在)

品名	数量	単価(一疋当)	金額
米 穀	二二〇、二三三、〇〇〇 吨	四一・一六	八、六五三、一四九、一二〇・〇〇 円
麦 類	七五、二九一、〇〇〇	三六・六九	二、七六二、四二六、七九〇・〇〇
粉 類	五七、七六〇、〇〇〇	三九・四七	二、二七九、七八七、二〇〇・〇〇
加工いも類	六、二三八、〇〇〇	三〇・二三	一八八、五一二、三六〇・〇〇
豆 類	七、四六七、〇〇〇	三六・六八	二七三、八八九、五六〇・〇〇
雑 穀	八、九九六、〇〇〇	三〇・二三	二七一、八五九、一二〇・〇〇
合 計	三六五、九八四、〇〇〇		一四、四二九、六二四、一五〇・〇〇

(註) 数量はすべて精米換算疋とする。

ロ 肥料配給公団(二四、一二月末日現在)

品名	数量	単価	金額
硫 安	一二五、八五六 吨	一四、六八四 円	一、八四八、〇六九、五〇四 円
硝 安	一五、九一九	二二、三六〇	三五五、九四八、八四〇

石灰窒素	二八、三八九	一四、六八四	四一六、八六四、〇七六
窒素	三四四	三三、八七四	一一、六五二、六五六
過燐酸石灰	七八、三四四	五、八七四	四六〇、一九二、六五六
重過燐酸	一一八	一八、九八七	二、二四〇、四六六
トーマス燐肥	一、六五四	五、〇七二	八、三八九、〇八八
加里	一七、〇三六	一六、三〇六	二七七、七八九、〇一六
小計	二六七、六六二	一二、〇〇〇	三、三八一、一四六、三〇二
麻袋	三、九三四、七七〇 <sup>枚</sup>	一、二〇〇	四七、二一七、二四〇
紙袋	一、五二三、五七二	六、〇〇〇	九、一七一、四三二
呼吸物	四三〇、〇〇〇	四三、六〇〇	一九、一四〇、四〇〇
呼吸物	三六二、〇〇〇	三五、四〇〇	一二、八一四、八〇〇
繩	一三五、〇〇〇	三九、三三三	五、三〇九、五五〇
小計			九三、六五三、四二二
合計			三、四七四、七九九、七二四

ハ 飼料配給公団(二四、一二、末日)

單位一屯

品目		数量
玉蜀	こし	二、七二一、三五一
えん	麦	三、九五六、〇八
グラム	豆	六六二、六
大	麦	一五、三七五
輸入牧草	種子	二五、五三七四
食管拂下原穀類		六三、四三一五
大豆	粕	一〇、九五一、八二
魚	粕	四二、二七三
椰子	油	一、〇八二、二
補助配	合	八六二、八三二
亜麻仁	粕	一、六七二、五八
菜種	粕	一、一〇九、八三三
カボツク	粕	一六、七
輸入	穀	七八九、九九一
外	麦	八、九二八八、六六



(二) 油糧配給公団(二四、一二)月末日現在

食	塩	一五六、二
貝	殻	一九二、〇
合	計	四〇、七八二、三三八

	数	量	金	額
大豆	一六、五八五		二、八一九、四五〇	
菜種	一、八三二		二〇八、一七七	
米糠	八、九一三		一、二三〇、七四〇	
椰子	一、九七九		二六五、〇三九	
落花生	一、〇〇九		一三二、九六四	
亜麻仁	三、六二四		三二六、三四八	
ヒマシ	一、〇〇九		一五五、四九三	
棉実	六五二		一〇二、八三七	
牛脂	二〇、二三八		一、六七八、二五六	
魚油	七、一二七		八〇九、八八四	

品名	單位	數量	金額	備考
鯨油		一、八一三	二六五、〇二七	
南氷洋鯨油		三、四〇九	三七六、六四〇	
其他油脂		八、八六五	一、〇五六、六二六	
小計		七七、〇五五	九、五二七、四八一	
脱脂大豆		八六、〇〇〇	二、一六八、〇六〇	
其他油粕		一二、〇〇〇	二一六、〇〇〇	
小計		九八、〇〇〇	二、三八四、〇六〇	
人造バター		三、九一〇	七八二、〇〇〇	
合計			一二、六九三、五四一	
ホ 食料品配給公団(二四・一二・末現在)				
みそ	貫	一二三、五九九	八、二六、三七〇・〇〇	
しよ油	石	一四、八八一	五三、三五、九三〇・五七	
アミノ酸	石	四、二六	一四、七四、九三・八三	
粉末しよ油	貫	二、二三	六六三、九九三・五一	
砂糖	担	六四三、七〇	一、五七五、四〇七、三九六・五七	容器代一〇五、四八、三四、八を含む。

缶詰	函	二七、一三	七四、二七、八四・五一
乳製品			
練乳	函	一三、四六	四〇九、五三九、三九七・八四
粉乳	同	三三、三〇	九四八、八五九、〇八四・四九
計	同	五三、七六	一、三五六、三六八、三三三・三三
合計			三、七五四、九三〇、八六九・三三

3 職員、手持商品の処置に関する見解

(1) 食糧配給公団

イ 政府としては、食糧配給公団職員の処置については重大なる関心を拂っている。

公団廃止の際の職員の転換の方法としては、主要食糧の末端配給、加工、卸売業を行う民間事業を担当せしむること、その他広く就職のあつ、旋を行うことである。

ロ 手持商品の処分については、さしたる心配はないものと思うが、価格の値下り又は事故品処理等のため公団に若干の損害を生ずる場合が考えられる。

(2) 肥料配給公団

イ 公団廃止の際多量の手持を生じないよう、事前に調整を行う積りである。

ロ 改廃の際の公団職員の処置については、第一には、公団及びその職員自身が努力すべきであるが、政府においても、できるかぎりこれが転換をはかりたいと思つてゐる。

(3) 飼料配給公団

イ 職員については、極力飼料及び畜産部門において吸収すべく努力中である。

ロ 手持商品の処理については、公団業務の円滑な終末をはかるため、三月末日における在庫を皆無ならしめるよう現在努力している。

(4) 油糧配給公団

手持商品の処理については、経理上好ましくならぬ影響を及ぼすような滞貨の生じないよう極力在庫品を整理し、適正量を保持することに努力中である。

(5)

イ 職員については各人をして極力みずから就職に努力せしめるとともに、政府においても就職あつ旋に努める所存である。

ロ みそ、しょう油、アミノ酸は毎月割当量のみを買い上げているので、手持はない予定である。

砂糖は三月末約十四万トン金額約六十億円の手持が残る予定であるが、この手持は全部新公団に引き渡す予定である。

缶詰は十二月末約二十八万函の手持があるが、物品税の撤廃、市場価格等の変動により全数量を製造業者に買い取らせる方針で、三月末までに約九万函を引き渡し、三月末で手持は十九万函（約五億円）の予定で、四月から六月までの間に全部を引き取らせる予定である。

乳製品については、十二月末手持と一月より三月までの間の買上数量とを全部三月末までに売り渡す予定で三月末手持はない予定である。

右答弁する。